消防救急デジタル無線車載受令機

購入仕様書

平成２７年度

安城市

第１　総則

１　総則

この仕様書は、安城市が購入する消防救急デジタル無線受令機（以下「受令機」という。）について、必要事項を定めることを目的とする。受令機については、火災・救助・救急等各種災害時の出動指令・出動後の無線交信等における、消防救急デジタル無線共通仕様書第一版（平成２１年９月総務省消防庁）に基づいた消防救急デジタル無線音声通信を受信可能なものとする。納入する物品については、傷、汚れ、その他外観を損ねるものであってはならない。納入に際しては、本市検査員、消防職員及び受注者が立会いのうえ検査を実施し、本市が合格と認めた場合に受領するものとする。納入する受令機は、本仕様書に記載するすべての機能を満たすものとする。

２　納入期限　　平成２８年２月２９日

３　納入場所

（１）今村分団　　１車両　　安城市東栄町３丁目７番１５号
（２）里分団　　１車両　　安城市里町１丁目１２番１
（３）浜屋分団　　１車両　　安城市浜屋町宮東２９番地２
（４）志貴分団　　１車両　　安城市柿碕町大境４１番
（５）新田分団　　１車両　　安城市新田町郷東５３番地１
（６）篠目分団　　１車両　　安城市篠目町西ハゼ原８１番地
（７）池浦分団　　１車両　　安城市池浦町丸田８０番地２
（８）平貴分団　　１車両　　安城市大岡町山伏３番地４
（９）三別分団　　１車両　　安城市東別所町屋敷５８番地
（10）上条分団　　１車両　　安城市上条町浮橋４番地
（11）東尾分団　　１車両　　安城町横町２番地２
（12）古井分団　　１車両　　安城市古井町鍋屋町５５番地１
（13）箕輪分団　　１車両　　安城市箕輪町本屋敷７３番地１
（14）二本木分団　　１車両　　安城市緑町１丁目２７番地１
（15）福釜分団　　１車両　　安城市福釜町里添６番地４
（16）赤松分団　　１車両　　安城市赤松町新屋敷１７番地

（17） 高棚分団　　　　　　１車両　　安城市高棚町郷１７２番地１
（18） 和泉分団　　　　　　１車両　　安城市和泉町北本郷１番地１
（19） 榎前分団　　　　　　１車両　　安城市榎前町北榎８番地１
（20） 石井分団　　　　　　１車両　　安城市石井町石原６７番地２
（21） 東端分団　　　　　　１車両　　安城市東端町住吉６９番地２
（22） 根崎分団　　　　　　１車両　　安城市根崎町南根１番地７
（23） 城ヶ入分団　　　　　１車両　　安城市城ヶ入町向山７８番地３
（24） 桜井分団　　　　　　１車両　　安城市桜井町中狭間１７番地３
（25） 桜井北部分団　　　　１車両　　安城市村高町郷西３１番地
（26） 小川分団　　　　　　１車両　　安城市小川町加美６４番４
（27） 三ツ川分団　　　　　１車両　　安城市藤井町西山１９０番地１
（28） 南明分団　　　　　　１車両　　安城市御幸本町１６番１２号
（29） 北明分団　　　　　　１車両　　安城市明治本町１４番８号
（30） 西尾分団　　　　　　１車両　　安城市安城町宮前４３番地
（31） 本団　　　　　　　　１車両　　安城市横山町浜畔上１１１番地
（32） 安城市危機管理課　　１基　　　安城市桜町１８番２３号

4　契約の範囲

（１）受注者は、本仕様書に基づき受令機の運搬、取付け、試験調整、納入及び検査に至るすべての業務を行うこととし、当該手続き等に関する一切の費用は、受注者の負担とする。

（２）本仕様書に明記されていない事項における受令機の機能、性能、保守管理上及び無線の運用上必要な事項については、発注者に連絡の上、発注者と受注者でその対処方法を協議した後に対処すること。

5　法令・規格等の遵守

本契約の履行にあたっては以下の関係法令等を遵守すること。

（１）電波法（昭和２５年法律第１３１号）等の関係法令

（２）消防救急デジタル無線共通仕様書第一版（平成２１年9月総務省消防庁）

6　受令機台数　３２台

7　受令機型名　IC－R6000FD

機種が廃番となった場合は、「第２　機器仕様」に定める機能、性能を有する後継機種であること。

8　提出書類

（１）受令機承諾図　１部
（２）設置工程表　１部
（３）取扱説明書　３２部
（４）試験成績書　２部
（５）その他本市が必要とする書類　必要部数

9　保証期間

今回納入した機器に対し、引き渡しの日から１年間に発生した電気的、機械的故障については保証の範囲とする。但し、自然災害、不可抗力的なものの場合は別途協議の上決定する。

第２　機器仕様

1　機能

（１）必要に応じてチャンネルをスイッチで切り替えて各種通信の受信が行えること。また、受話音量も容易に変更出来ること。
（２）スキャン機能を装備していること。
（３）表示部は、チャンネル状態を視認できるＬＥＤ表示部が実装されている構造であること。
（４）最大１００チャンネル以上を実装可能で、切替ができること。
（５）本体前面に内蔵スピーカを搭載すること。
（６）ＡＣ１００Ｖ（ＡＣアダプタ）／ＤＣ１２Ｖ／２４Ｖ系に対応した装置であること。

2　性能

（１）一般電気的仕様

ア　動作温度範囲　－１０℃から+50℃

イ　使用周波数範囲　　260MHz帯、270MHz帯
（発注者が指定する周波数）
ウ　電波の形式　　G1E
エ　アクセス方式　　SCPC方式
オ　変調方式　　π/4シフトQPSK方式
カ　受信音声出力　　1W以上
キ　信号伝達速度　　９，６００bps
ク　フレーム長　　40msec
ケ　寸法　　高さ45mm以内　幅175ｍｍ以内　奥行き170mm以内（突起物除く）
コ　重量　　１．５kg以内

第３　取付方法

１　取付

（１）既設のアナログ受令機は廃棄処分することとし、デジタル受令機の設置場所は発注者と協議し取付け位置を決定すること。

（２）アンテナは、車載型マグネット式を使用すること。

（３）電源の取り出しはアクセサリー端子とし、既存の装備設備等に支障がないようにすること。

（４）配線は、消防活動上及び車両運用上支障のないように行うこと。

（５）空中線の取り付の貫通部分から雨露の侵入がないようにすること。

（６）取付け作業に係る部材等の費用は、受注者負担とする。

（７）本体は車両に固定し、堅牢な方法で取付けること。

（８）機器の取付け及び接続試験等の作業時間は、原則、平日の午前９時から午後５時の間で行うこと。

（９）デジタル受令機設置時期については発注者と調整のうえ、設置すること。

２　確認

（１）取付けによる車載型無線受令機の完成確認は、手直し等納品日に余裕をもって実施すること。

（２）取付け作業に関わる完成写真を提出すること。

（３）受注者は受令機の円滑な運用を図るため、責任を持って、発注者の本市職員、消防職員及び消防団員に対して運用・操作に係る研修を実施するものとし、当該教育等に係る経費は受注者の負担とする。

（４）受注者は、業務の遂行にあたり、業務上知り得た事項に細心の注意を払い、これらを他に漏らしてはならない。納入後も同様の扱いとする。

第４　補則

１　入札参加資格

総務省からの無線設備登録点検事業者の認可を取得している者で、検査及び修理のアフターサービス・メンテナンスができること。

２　問い合わせ先

本仕様について、不明な点や疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

（１）担当者　安城市市民生活部危機管理課地域防災係　浅田

（２）電話　0566-71-2220　　（直通）